西会津町下水道事業経営戦略

団　　体　　名　：　西会津町

事　　業　　名　：　特定環境保全公共下水道事業
農業集落排水処理事業
特定地域生活排水処理事業及び個別排水処理事業

策　　定　　日　：　令和　3　年　3　月

計　画　期　間　：　令和　2　年度　～　令和　11　年度

≪経営戦略の策定の趣旨等≫
本経営戦略は、平成26年8月の総務省通知『公営企業の経営にあたっての留意事項について』及び平成28年1月の総務省通知『「経営戦略」の策定推進について』において、要請のあった中長期的な基本計画です。
本町では、上記における総務省の要請に伴い、平成29年3月に「西会津町下水道事業経営戦略（特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理事業、個別排水処理事業）」を策定しました。今次の経営戦略は、令和2年4月1日に下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水処理事業、個別排水処理事業）が地方公営企業法適用へと移行し、従来の官公庁会計から公営企業会計に変更となったため、中長期的な運営状況を見直す必要が出たことから、新たに策定するものです。
本経営戦略は、公営企業が料金収入をもって経営を行う「独立採算の原則」を基本としつつ、将来の人口減少や人件費の高騰等の影響を考慮しながら、経営環境の変化に適切に対応し、中長期的な視点から下水道事業の更なる効率化及び経営の健全化に取り組むことにより、持続的かつ安定的に下水道サービスを提供するための基本計画となります。

１．事業概要

（１）事業の現況

① 施　設

≪特定環境保全公共下水道事業≫

供用開始年度（供用開始後年数）	平成12年度（20年）	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法適用（全部）
処理区域内人口密度（処理区域人口／処理区域面積）	16.39	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	2処理区（野沢処理区、大久保処理区）		
処理場数	2箇所（野沢浄化センター、大久保浄化センター）		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	広域化及び共同化は、本経営戦略策定時点では実施しておりません。 最適化は、令和4年度に農業集落排水処理事業の森野処理区を公共下水道事業の野沢処理区に統廃合する予定です。		

*1　「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

≪農業集落排水処理事業≫

供用開始年度（供用開始後年数）	平成7年度（25年）	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法適用（全部）
処理区域内人口密度（処理区域人口／処理区域面積）	11.39	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	6処理区（小島処理区、宝川処理区、白坂処理区、笹川処理区、野尻処理区、森野処理区） ※令和4年度から森野処理区を公共下水道事業野沢処理区に統廃合		
処理場数	6箇所（小島処理場、宝川処理場、白坂処理場、笹川処理場、野尻処理場、森野処理場） ※令和4年度から森野処理区を公共下水道事業野沢処理区に統廃合するため森野処理施設は廃止		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	広域化及び共同化は、本経営戦略策定時点では実施しておりません。 最適化は、令和4年度に農業集落排水処理事業の森野処理区を公共下水道事業の野沢処理区に統廃合する予定です。		

*1　「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

≪特定地域生活排水処理事業及び個別排水処理事業≫

供用開始年度 （供用開始後年数）	個別排水:平成12年度（20年） 特定地域:平成16年度（16年）	法適（全部適用・一部適用） 非適の区分	法適用（全部）
処理区域内人口密度 （処理区域人口／処理区域面積）	0.03	流域下水道等への 接続の有無	無
処理基数	個別排水:1基（令和元年度末時点） 特定地域:361基（令和元年度末時点）		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本経営戦略策定時点では実施しておりません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	水道水のみ使用の場合は、使用した水量を下水道の使用量とし、水道水以外を使用している場合や水道と水道水以外を併用して使用する場合は1人当たり5㎥使用するものと推定し、世帯人数に応じて料金を計算しています。 基本使用料　10㎥まで　2,100円（消費税抜く） 超過使用料　10㎥を超えて1㎥につき　220円（消費税抜く） 本町では、公共下水道事業、農業集落排水処理事業、個別排水処理事業の3事業を運営していますが、町内の居住地に関係なく、平等に安定した下水道サービスを受けることが出来るように同じ料金体系を採用しています。			
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用に同じ			
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用に同じ			
条例上の使用料*2 （20㎥あたり） ※過去3年度分を記載	平成29年度	4,644 円	実質的な使用料*3 （20㎥あたり） 【特定環境保全公共下水道事業】	平成29年度　4,230 円
	平成30年度	4,644 円		平成30年度　4,515 円
	令和元年度	4,730 円		令和元年度　4,355 円
実質的な使用料*3 （20㎥あたり） 【農業集落排水処理事業】	平成29年度	3,716 円	実質的な使用料*3 （20㎥あたり） 【特定生活排水処理事業及び個別排水処理事業】	平成29年度　5,143 円
	平成30年度	3,821 円		平成30年度　5,206 円
	令和元年度	3,576 円		令和元年度　4,802 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職員数	正規職員4名、会計年度任用職員3名
事業運営組織	平成17年度にそれまであった建設課、水道課、下水道課の3課が機構改革により統合され、平成22年度に一部組織の見直しを行い、現在の建設水道課内において、上下水道事業の一元化により、経理部門と管理部門を合わせた上下水道係を設置し、現在職員4名と会計年度任用職員3名を配置し、課内に水道技術管理者1名、企業出納員1名を置いています。

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア　民間委託 （包括的民間委託を含む）	≪特定環境保全公共下水道事業≫ 野沢・大久保浄化センターの運転及び維持管理 ≪農業集落排水処理事業≫ 小島・宝川・白坂・笹川・野尻・森野処理区の運転及び維持管理 管渠の維持管理（清掃等） ≪特定地域生活排水処理事業及び個別排水処理事業≫ 浄化槽の各種法定検査 浄化槽の維持管理（保守点検・清掃等） 浄化槽の汚泥引き抜き及び汚泥処理
	イ　指定管理者制度	本経営戦略策定時点では実施しておりません。
	ウ　PPP・PFI	本経営戦略策定時点では実施しておりません。
資産活用の状況	ア　エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）	本経営戦略策定時点では実施しておりません。
	イ　土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）	本経営戦略策定時点では実施しておりません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について）（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

令和元年度に策定・公表した平成30年度決算「経営比較分析表」を次頁に添付しています。
経営比較分析表では、経営及び施設の状況を表す経営指針を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行っており、人口減少により下水需要の伸びが見込めない現状等の課題について、対応策を記載しています。

経営比較分析表（平成30年度決算）

福島県　西会津町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m³当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	32.11	100.00	4,644

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
6,358	298.18	21.32
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
2,014	1.01	1,994.06

グラフ凡例
- ■ 当該団体値（当該値）
- ー 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)

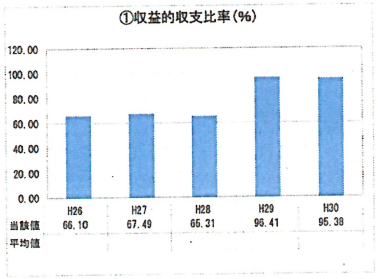

②累積欠損金比率(%)

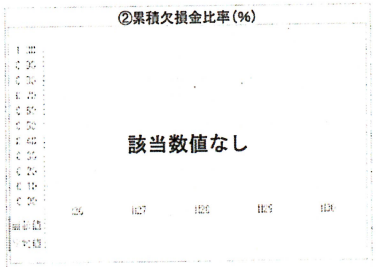

③流動比率(%)

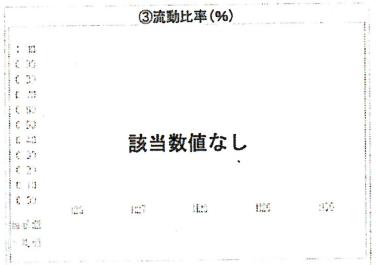

④企業債残高対事業規模比率(%)

【1,209.40】

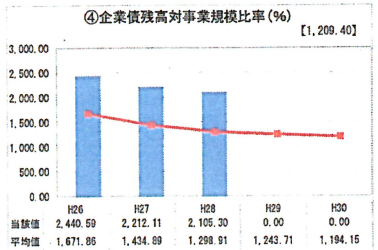

⑤経費回収率(%)

【74.48】

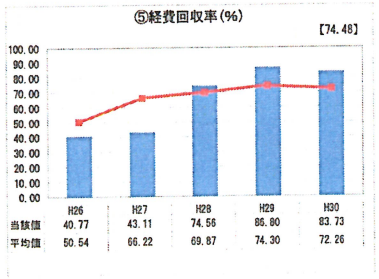

⑥汚水処理原価(円)

【219.46】

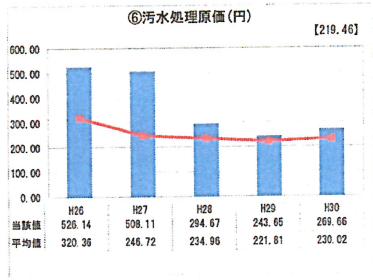

⑦施設利用率(%)

【42.82】

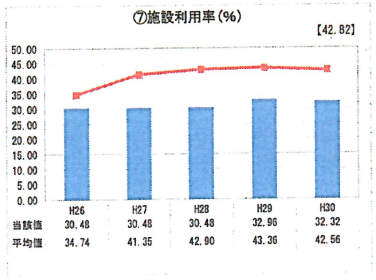

⑧水洗化率(%)

【83.36】

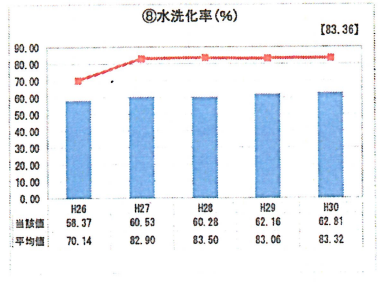

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

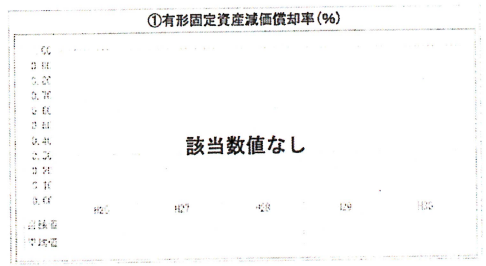

②管渠老朽化率(%)

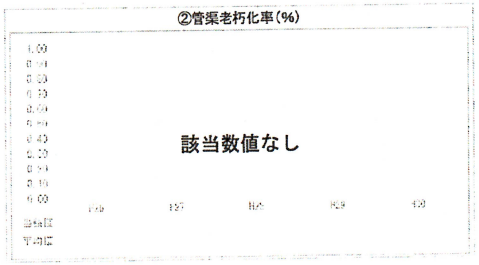

③管渠改善率(%)

【0.12】

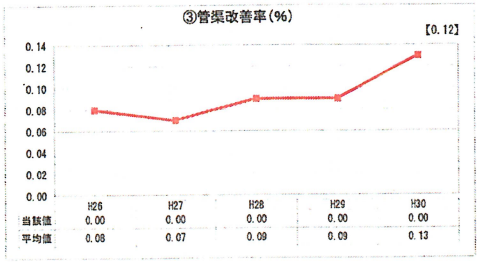

※　法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本事業は、平成5年の事業認可から平成12年に野沢処理区の一部供用開始、平成13年より大久保処理区が供用開始し、現在2処理区を運営しており、平成28年度末で処理面積拡張事業は概成している。

今後の事業は水洗化率の向上を図りつつ、処理施設の維持管理等を行うこととなる。水洗化率では一部高い地域はあるものの、人口の大半を占める野沢町内が低いため、全体では62.81%と平均値よりも低い状態であり、水洗化率の向上が喫緊の課題となっている。

経費回収率及び汚水処理原価では、公費負担分を除く汚水処理費が平成30年度で約3,000千円程度増加となったことにより数値の微減が見られた。これは地方公営企業法適用支援業務委託料の増であり、一時的な支出であることから、ほぼ前年度と同様といえる。しかし、今後は老朽化に伴う処理施設等の修繕費が増加見込みのため、経費回収率及び汚水処理原価は徐々に悪化すると予想される。

2. 老朽化の状況について

本事業は、2処理区ともに供用開始後15年以上を経過することから、主に処理場の機械及び電気設備の老朽化対策のため、平成28年度から平成29年度の2ヶ年でストックマネジメント計画策定業務委託を実施し、計画的かつ効率的な点検・調査による各処理施設の老朽度に応じた改修計画を策定した。

今後は、策定したストックマネジメント計画により国補助事業を活用した効果的な施設等改修事業を実施する予定である。

全体総括

今後は、処理面積拡張事業終了に伴い2処理場の長寿命化対策等の維持管理事業にシフトしていく。中長期的な持続可能な健全経営とするため、接続率の向上やコスト削減を図っていき、老朽化に伴う処理場の維持管理等経費の増大を考慮しつつ、事業費の不足分を一般会計繰入金で賄い、運営していく必要がある。

施設の維持管理では2021年度に現在、農業集落排水処理事業で運営している森野処理区を本下水道事業の野沢処理区に統廃合し、処理施設の効率的な稼働を図りコスト削減に取り組むこととしている。

会計面では、健全な経営状態を目指し財務管理の明確化を図るため、令和2年度から地方公営企業法を適用する。

経営比較分析表（平成30年度決算）

福島県　西会津町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m³当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	30.99	100.00	4,644

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
6,358	298.18	21.32
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
1,944	1.66	1,171.08

グラフ凡例
- ■ 当該団体値（当該値）
- ー 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)

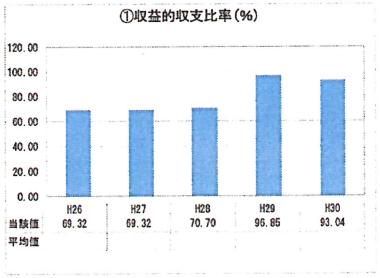

②累積欠損金比率(%)

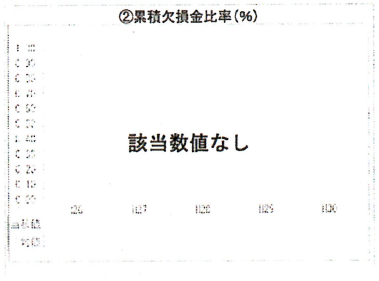

③流動比率(%)

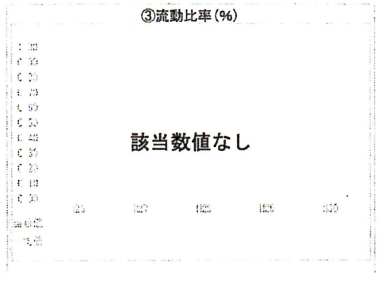

④企業債残高対事業規模比率(%)

【747.76】

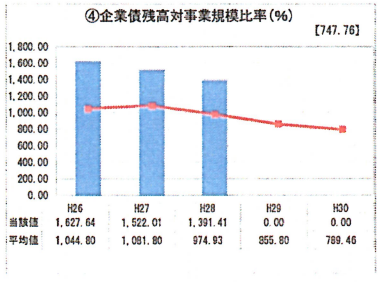

⑤経費回収率(%)

【59.51】

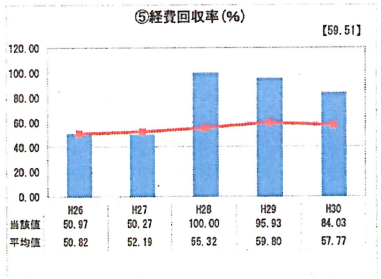

⑥汚水処理原価(円)

【261.46】

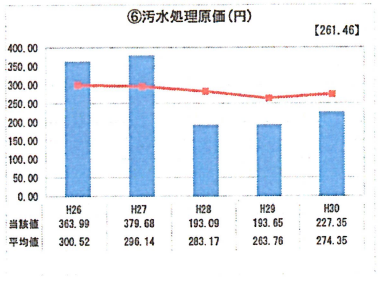

⑦施設利用率(%)

【52.23】

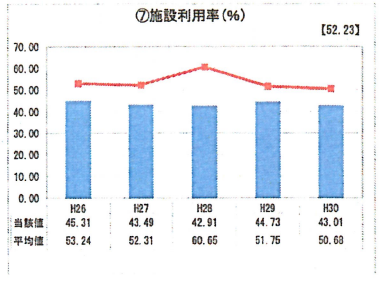

⑧水洗化率(%)

【85.82】

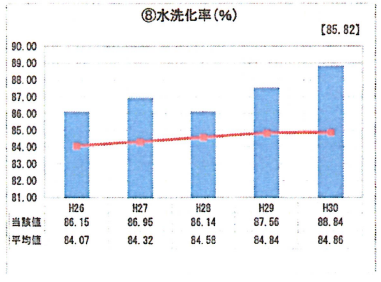

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

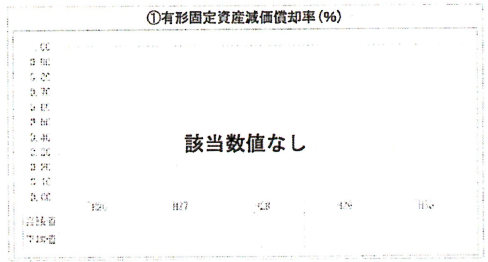

②管渠老朽化率(%)

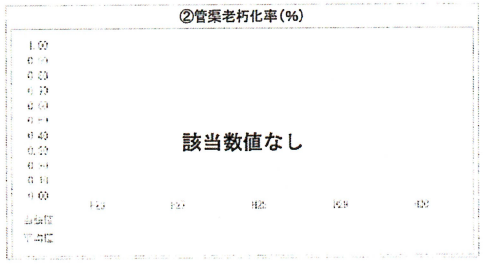

③管渠改善率(%)

【0.02】

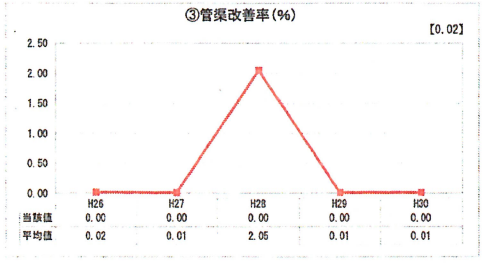

※　法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本事業は、平成4年度に事業開始し、平成21年度には全6地区が供用開始となり農集排整備事業は完了していることから、今後の事業は接続率の向上を図りつつ、処理施設の維持管理等を行っていくこととなる。水洗化率では事業実施が後半の笹川・野尻地区を除けば90%を超えており、全体の率としては88.84%となっている。

今後の見込みでは、原則過去の整備事業で借りた地方債の償還を行いながら、施設の維持管理を継続することとなるため、各指標で大きな変動は無いと考えられるが、依然として使用料の増収は見込めず、維持管理費に加え地方債の償還があることから、継続的な一般会計繰入金は必須となる。

各指標では経営状態が昨年度とほぼ同様のため大きな変化はないが、経費回収率及び汚水処理原価では、平成30年度に地方公営企業法適用支援業務委託料の増があったため、大規模修繕のあった平成29年度と同様に例年よりも数値の悪化が見られた。また今後は、老朽化に伴う処理施設等の修繕費が増加見込みのため、経費回収率及び汚水処理原価は徐々に悪化すると予想される。

2. 老朽化の状況について

事業実施が最も古い小島地区で供用開始後20年が経過したことから、機器の更新が生じてくることが想定される。しかし、現時点では多少の修繕はあるものの大規模な機械設備トラブルもなく毎年のメンテナンスにより喫緊の問題は発生していない。

今後は最適整備構想を策定し、計画的かつ効率的な老朽化対策を進めるとともに、公共下水道処理区に隣接する森野地区については、公共下水道と統合し、最適な規模の施設運営を図る。

全体総括

現在の加入率の状況から、今後は大きな使用料の増加は見込めない状況であるため、引き続き維持管理業務等のコスト削減を図っていく。しかしながら、管理業務や汚泥処理、電気料などの経常経費についての大幅な削減は困難であり、今後ピークを迎える企業債償還元金について一般会計からの繰入れが必須であり、当面は引き続き継続していく。

施設の維持管理では2021年度に現在、本農業集落排水処理事業で運営している森野処理区を下水道事業の野沢処理区に統廃合するため、対象処理区の使用料は減となるが、維持管理コストが使用料以上に大きく減となる見込みであり、各種指標は一時的に大きく改善する予想である。

会計面では、健全な経営状態を目指し財務管理の明確化を図るため、令和2年度から地方公営企業法を適用する。

経営比較分析表（平成30年度決算）

福島県　西会津町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m³当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	13.09	100.00	4,644

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
6,358	298.18	21.32
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
821	0.13	6,315.38

グラフ凡例
- ■ 当該団体値（当該値）
- ー 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)

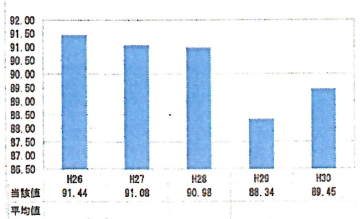

②累積欠損金比率(%)

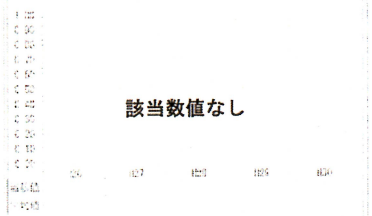

③流動比率(%)

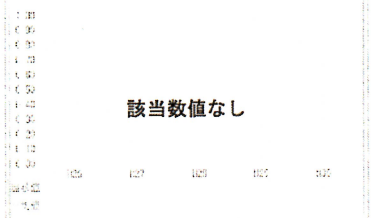

④企業債残高対事業規模比率(%)

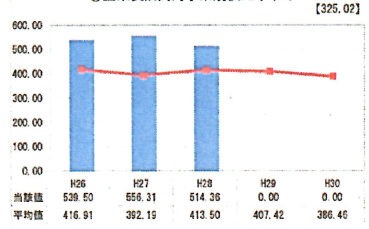

⑤経費回収率(%)

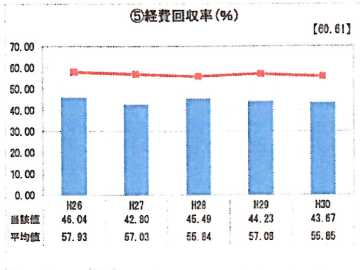

⑥汚水処理原価(円)

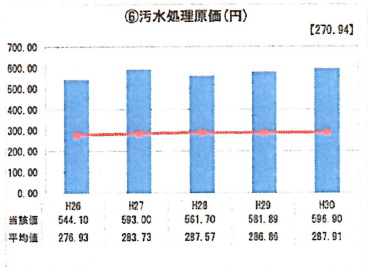

⑦施設利用率(%)

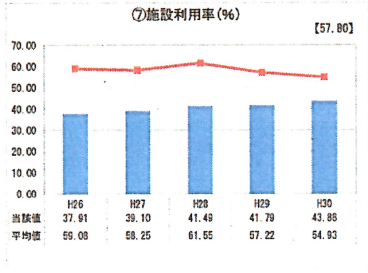

⑧水洗化率(%)

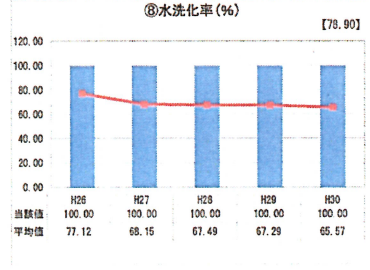

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

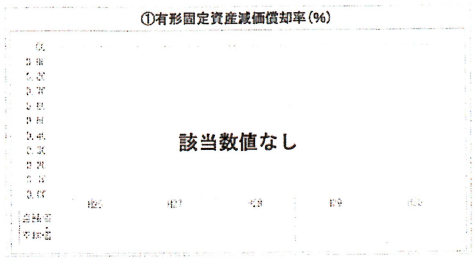

②管渠老朽化率(%)

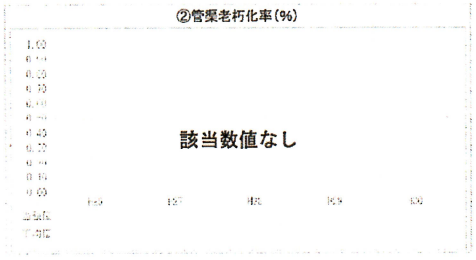

③管渠改善率(%)

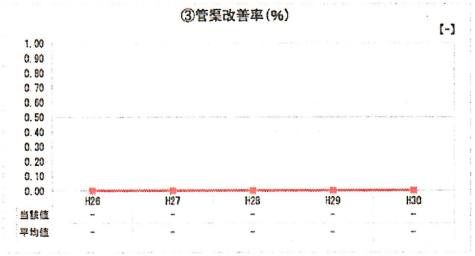

※　法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

特定地域生活排水処理事業については、平成16年度より事業を実施し、平成30年度末現在337基を整備した。平成11年度に整備した個別排水処理事業2基と合わせ、一体で会計処理を行っている。

各指標の特徴としては、汚水処理費が高額であり現在の使用料では賄いきれないため、汚水処理原価が平均値よりも高い値となり、経費回収率が低くなる状態となっている。これは、事業対象の処理区域が下水道事業と農業集落排水処理事業以外の区域を対象としているため、本町の行政面積が広いことから、各所に点在する浄化槽の効率的な維持管理が困難となり経費が割高となった結果、汚水処理原価が増加傾向となることが主な要因である。また経費回収率では、毎年度浄化槽設置事業を実施しているため、設置基数の増による使用料の増を見込めるものの、割高な維持管理等経費を補うまではいかず低い状態となっている。

資本費では、平成30年度末で下水道等事業、農業集落排水処理事業における処理面積拡張事業が終了となるため、汚水処理施設の新規設置は浄化槽事業のみとなることから、引き続き浄化槽設置事業は継続となる見込みである。

2. 老朽化の状況について

本事業は平成16年度開始であり、浄化槽施設の老朽化までは猶予があることから、当面は通常の保守点検管理業務のなかで修繕等に努めていく。

全体総括

浄化槽整備という性質上、設置即接続となる場合が大多数であり、接続率上の問題はないが、行政面積の広い当町では、点在する浄化槽の維持管理が割高となることから汚水処理原価が高くなるため、引き続き経費削減に向け、鋭意努めていく。

今後も浄化槽整備事業は継続する見込みであるため、中・長期的な視点からみても収支バランス上、一般会計からの繰入金を行っていく。

また、健全な経営状態を目指し財務管理の明確化を図るため、令和2年度から地方公営企業法を適用する。

経営比較分析表（平成30年度決算）

福島県　西会津町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m³当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.03	100.00	4,644

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
6,358	298.18	21.32
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
2	0.01	200.00

グラフ凡例
- ■ 当該団体値（当該値）
- ー 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)

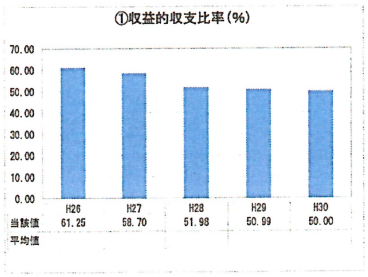

②累積欠損金比率(%)

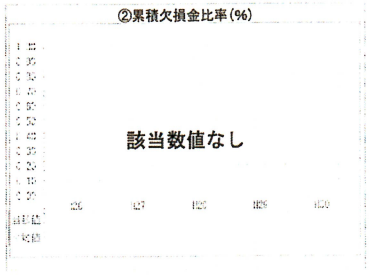

③流動比率(%)

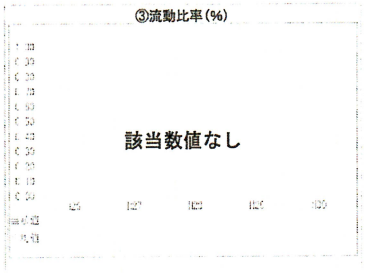

④企業債残高対事業規模比率(%)

【860.68】

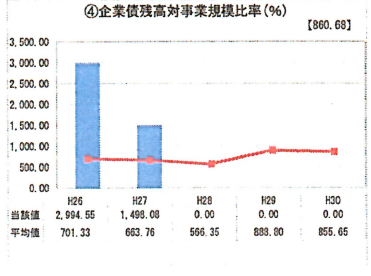

⑤経費回収率(%)

【52.12】

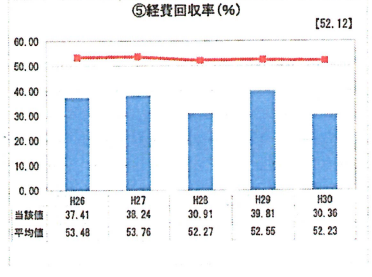

⑥汚水処理原価(円)

【299.14】

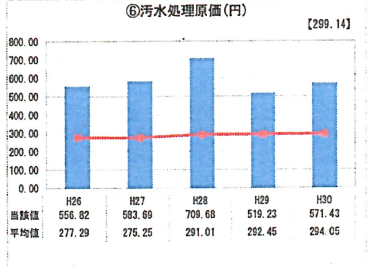

⑦施設利用率(%)

【50.35】

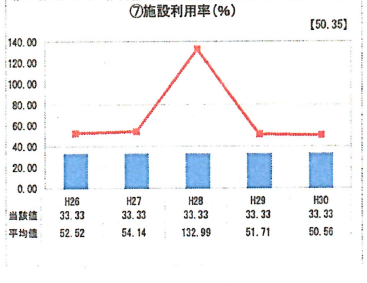

⑧水洗化率(%)

【81.14】

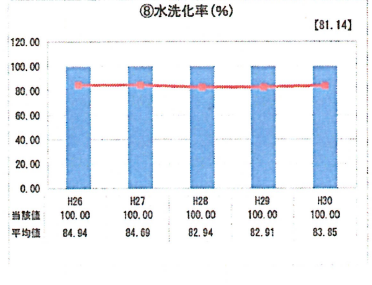

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

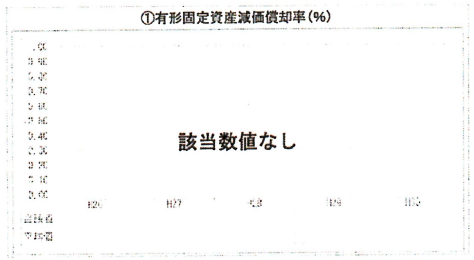

②管渠老朽化率(%)

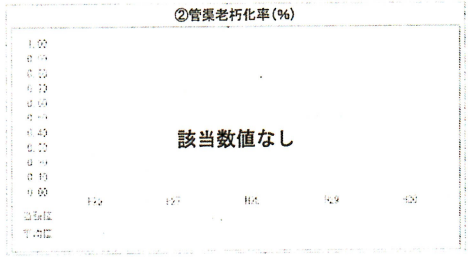

③管渠改善率(%)

【-】

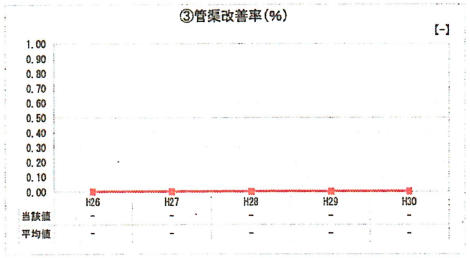

※　法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

個別排水処理事業として平成11年に2基分を整備しているが、平成29年度に国道拡張等工事に伴い1基が撤去となったため、現在では1基分の維持管理経費等を計上している。事業は平成16年度から実施している特定地域生活排水処理事業と同一会計で処理している。

平成30年度は浄化槽維持管理経費が計上されている。各指標の特徴としては、本事業での設置基数が少ないため維持管理費が割高となり、結果的に汚水処理原価が高く推移している。収益的収支では、起債の元金償還が事業全体の大きなウエイトを占めているため低い値となっている。今後も事業継続のため事業費の不足分を一般会計繰入金で補うこととしている。

2. 老朽化の状況について

浄化槽整備事業であるため、当面は通常の保守点検管理業務の中で修繕等に努めていく。

全体総括

浄化槽整備という性質上、設置即接続となる場合がほとんどであり接続率等の問題はないが、一体会計の特定地域生活排水事業において建設費が継続されることから維持管理の軽減を図りながら当面は一般会計からの繰入れを行う。

また、健全な経営状態を目指し財務管理の明確化を図るため、令和2年度から地方公営企業法を適用する。

２．将来の事業環境

（１）処理区域内人口の予測

本町における国勢調査の総人口は、平成17年8,237人から平成27年6,582人までの10年間で1,655人減少（20.09%減）しています。水道給水区域人口でも本町の総人口と同様年々減少傾向が続いています。将来人口の推計では、「西会津町総合計画（第4次）」によると令和7年5,175人、令和12年4,563人と推計しており、今後も減少傾向で推移しています。
なお、令和4年度から農業集落排水処理事業の森野処理区が公共下水道事業の野沢処理区に統廃合となることから、令和4年度以降は農業集落排水処理事業の約20%の人口が公共下水道事業に移動すると見込んでいます。

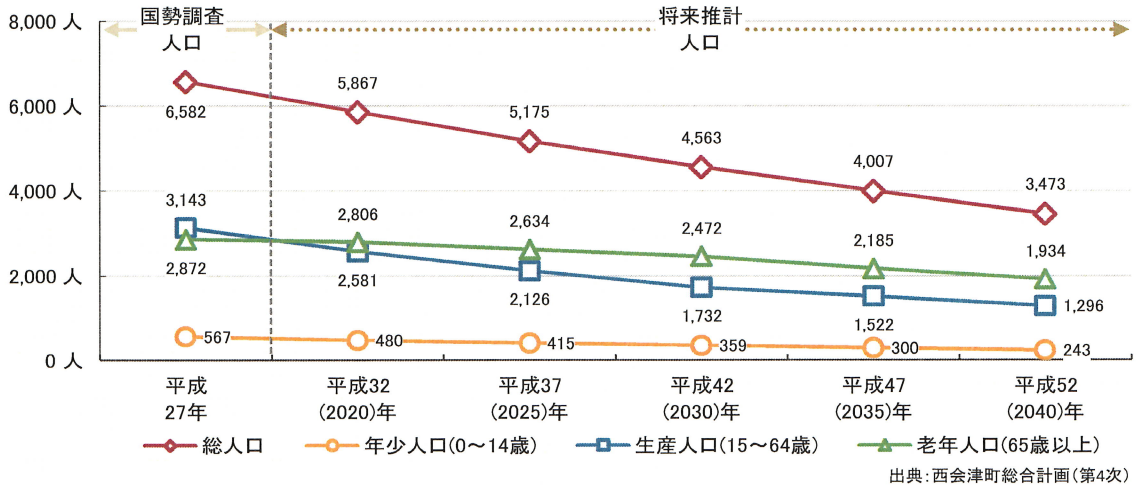

出典：西会津町総合計画（第4次）

（２）有収水量（使用料徴収の対象となった汚水量）の予測

下水道事業の有収水量は、町総人口の減少や節水意識の高まり等による水道需要の減少に伴い年々減少傾向にあります。これは公共下水道事業及び農業集落排水処理事業共通の傾向であり、本町では過去4箇年の年間有収水量の実績値等を基に「(1)処理区域内人口の予測」と同程度の有収水量で増減すると見込んでいます。個別排水処理事業では、毎年5基の浄化槽整備を実施予定のため、「(1)処理区域内人口の予測」と同様に増加すると見込んでいます。
また、年間有収水量は大規模な宅内漏水の有無や渇水等の気象条件により、汚水量が大きく影響されるため、最大減少値を採用せずある程度の見込み値で設定しています。
なお、令和4年度から農業集落排水処理事業の森野処理区が公共下水道事業の野沢処理区に統廃合となることから、令和4年度以降は農業集落排水処理事業の約20%の年間有収水量が公共下水道事業に移動すると見込んでいます。

≪公共下水道事業：前年度1%減で見込む≫
［年間有収水量実績］　R1実績143,111㎥　H30実績147,182㎥　H29実績150,420㎥
※H29年度からH30年度で2.15%の減　H30年度からR1年度で2.77%の減

≪農業集落排水処理事業：前年度±0%で見込む≫
［年間有収水量実績］　R1実績163,595㎥　H30実績163,514㎥　H29実績169,813㎥
※H29年度からH30年度で3.71%の減　H30年度からR1年度で0.05%の増

≪個別排水処理事業：前年度2.0%増で見込む≫
［年間有収水量実績］　R1実績55,070㎥　H30実績53,753㎥　H29実績51,441㎥
※H29年度からH30年度で4.49%の増　H30年度からR1年度で2.45%の増
※H30年度までは10基以上浄化槽を整備したが、令和元年度以降は5基ずつ整備しています。

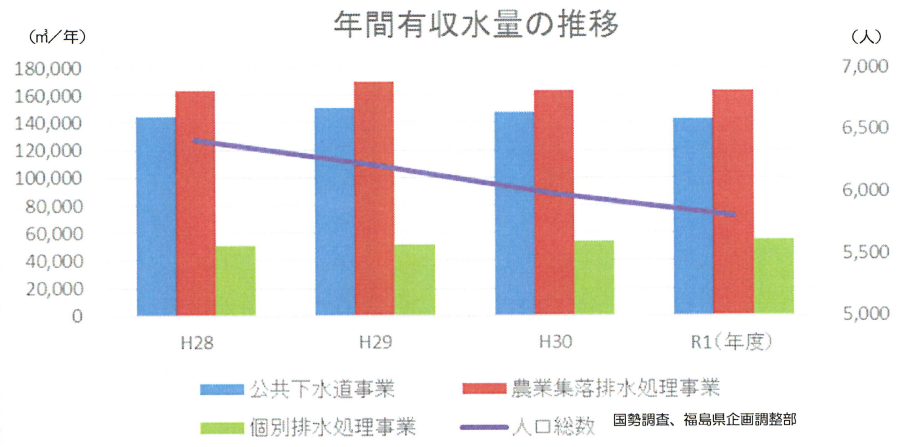

（3）使用料収入の見通し

本経営戦略では、令和3年度以降の下水道使用料の算定について、過去3年間の下水道使用料の増減率を基本とし、将来人口推計における人口減少率を考慮し、公共下水道事業で±0%、農業集落排水処理事業で±0%、個別排水処理事業で2.0%増で試算しています。
また、公共下水道事業及び農業集落排水処理事業の下水道使用料では、総人口減少に伴い接続人口も微減しているものの、過去3箇年における下水道使用料の実績平均値に大きな影響は出ていないため、実績平均値を基に算定しています。個別排水処理事業については、毎年5基の浄化槽整備を実施しているため実績平均値の増を採用しています。

[公共下水道使用料の推計]
令和6年度までは実績値等を基に増減無しで見込んでいます。令和7年度は、西会津町総合計画における将来推計人口において令和2年度と比較し11.79%の減で推計していることから、人口減少の多少の影響はあるものと考え1%の減で見込んでいます。
※令和4年度に農業集落排水事業森野処理区を公共下水道事業野沢処理区に統合する予定から令和元年度実績値等を基に6,100千円増額しています。

[農業集落排水処理使用料の推計]
公共下水道事業と同様の考えで見込んでいます。
※令和4年度に農業集落排水事業森野処理区を公共下水道事業野沢処理区に統合する予定から令和元年度実績値等を基に6,100千円減額しています。

[個別排水処理使用料の推計※（）内はR2年度との比較]
R12年度16,816千円（＋21.86%）　R15年度17,844千円（＋29.30%）
※本事業は平成16年度より市町村設置型浄化槽整備事業により実施し、令和元年度末までに計344基の浄化槽を整備してきました。令和元年度以降は毎年5基の浄化槽整備を見込んでいますが、人口減少により高齢者のみの世帯で今後の活用見込みの無い家屋が増える中、今後も長期的に同基数を整備できるか不明なところがあります。また町では、浄化槽の耐用年数を30年で見込んでおり、事業着手から30年が経過する令和16年度以降は既存浄化槽の更新が主なものとなる見込みであることから、令和16年度以降は人口減少及び新規浄化槽整備者の減等を考慮し増減無しで見込んでいます。

（4）施設の見通し

公共下水道事業は、平成12年の供用開始から約20年しか経過しておらず、現時点で施設及び機器類の大きな異常は確認されておりません。また、令和2年度からストックマネジメント計画に基づき、管路等の点検や施設機器の更新等を計画的に行っていくことで、中長期的に安定した施設運用が見込まれています。
農業集落排水処理事業は、一番古い施設で平成7年の供用開始であり、約25年の経過となっています。こちらも公共下水道事業の施設と同様に現時点で施設及び機器類の大きな異常は確認されておりません。また、令和3年度以降に最適整備構想に基づき計画的に施設及び機器類の更新等を行い、中長期的に安定した施設運用を図る予定です。なお、令和4年度に森野処理区を公共下水道事業の野沢処理区に統廃合するため、森野処理施設内の機械機器類を撤去し、防災倉庫等に利活用する予定です。
個別排水処理事業は、（3）使用料の見通しで記載した通り、令和16年度以降に既存浄化槽に優先順位をつけ計画的に更新する予定です。

（5）組織の見通し

現体制は、1．事業概要③組織で記載の通りです。
上下水道係では、令和2年4月1日の地方公営企業法適用に伴い、事務量の増を見込み会計年度任用職員を新たに1名採用しております。
今後の見通しについては、現時点で事務量の増減は見込まれていないため、現状維持の予定ですが、今後、老朽管更新工事の進捗状況や平成初期に建設した各種施設の更新工事等の事業実施見込みに応じ、技術系職員の配置（増員）を検討する必要があると考えています。

3．経営の基本方針

本町の下水道事業は、以下の経営の基本方針に従い運営しています。
①公共下水道事業及び農業集落排水処理事業の下水道新規整備は、平成28年度末時点で概成しており、個別排水処理事業における新規浄化槽整備は年5基整備の計画で実施していく予定です。今後は、引き続き接続率の向上に努め、より一層効果的な施設の利用促進を図るとともに施設の統廃合等を検討し更なる維持管理費の削減に努めます。
②公共下水道事業はストックマネジメント計画、農業集落排水処理事業は最適整備構想計画、個別排水処理事業は固定資産台帳の耐用年数、それぞれの事業で策定した各種計画等を基に施設・設備の長寿命化対策（老朽化対策）を進め、更新費用の低減と平準化を図り、中長期的に持続可能な事業運営を行っていきます。
③良好な処理水質を確保するため、適正な維持管理に努めるとともに、ライフサイクルコストの低減を踏まえた施設管理を行っていきます。
④人口減少やこれに伴う料金収入減の影響を極力最小限とし、中長期的に安定した経営基盤の確立を目指し、町全体で更なる事業運営の効率化を図っていきます。

4．投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）　：別　紙　の　と　お　り
※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目　　標	①投資の目標に関する事項 　公共下水道事業及び農業集落排水処理事業における面整備を含む施設整備は平成28年度末時点で概成しており、今後はストックマネジメント計画や最適整備構想計画を基に既存施設の長寿命化を見据えた施設の維持・更新業務を行っていきます。 　また、個別排水処理事業では、平成30年度に策定した生活排水処理基本計画に則り、今後も毎年5基の新規浄化槽整備を継続する予定です。 ②広域化・共同化・最適化に関する事項 　令和4年度に農業集落排水処理事業の森野処理区を公共下水道事業の野沢処理区域に統廃合し、維持管理費等の経費削減を行います。また、今後も公共下水道事業の処理施設を最大限活用できるよう、汚水処理量の推移を図りながら近接する農集排処理施設の統廃合を検討していきます。 ③投資の平準化に関する事項 　公共下水道事業及び農業集落排水処理事業における本計画期間内での主な資本的投資は、処理場及び電気設備等の改築更新事業であり、ストックマネジメント計画や最適整備構想計画において、中長期的な施設の活用を図り、地方債の活用等により投資の平準化を図っていきます。 　また、下水道事業では地方債の元利償還のピークが重複することから、一般会計への負担及び投資の平準化等を考慮し、資本費平準化債を活用していきます。

計画期間内に予定している資本的事業は以下の通りです。

［公共下水道事業］
・浄化センター設備等改築更新事業（R3年63,575千円、R4年31,800千円、R5年47,300千円）
・マンホールポンプ無線化工事業（R3年4,400千円）
・森野処理施設統廃合事業（R3年16,000千円、R4年7,500千円）
・マンホール蓋更新事業（R6年以降3,500千円）

［農業集落排水処理事業］
・森野処理施設統廃合に伴う施設利活用改修事業（R3年7,000千円、R4年10,500千円）
・施設機器等改築更新事業（R4年10,500千円、R5年以降20,500千円）
・施設小型機器類更新事業（R3年以降4,400千円）

［個別排水処理事業］
・浄化槽整備事業（R3年以降8,263千円）※毎年7人槽5基整備予定

［上記投資への考え方］
　本町の投資的事業について、公共下水道事業及び農業集落排水処理事業においては、面整備の概成によりストックマネジメント計画や最適整備構想計画を基に既存施設の長寿命化が主な事業となります。個別排水処理事業では、生活排水処理基本計画に則り、今後も継続して浄化槽の新規整備事業を実施しくいく予定です。
　下水道事業では、各事業における上記の更新事業計画が策定されており、その計画に則り年度ごとに実施する事業を予算化していますが、地方債残高の状況等をみながら将来世代に過度の負担とならないように毎年各種事業計画の事業費を調整しています。
　地方債の状況は、以下の表でも見て取れる通り、公共下水道事業は令和7年度、農業集落排水処理事業は令和4年度に元金償還額がピークに達し、以降は徐々に減少する見込みです。公共下水道事業では令和4年度のピーク以降令和11年度までに大規模事業を予定していないため、約75,000千円から88,000千円程度の地方債元金を償還していき、令和12年度以降は約50,000千円に減少する見込みです。農業集落排水処理事業では、令和4年度のピーク以降は、年約25,000千円の事業を継続する見込みですが、国庫補助事業の活用等により地方債の発行を最小限とすることにより、令和9年度まで年約50,000千円から65,000千円程度の地方債元金を償還していき、令和10年度に約47,000千円となり、以降は毎年約2,000千円から3,000千円程度減少していく見込みです。個別排水処理事業は、国庫補助金の活用により地方債の発行額が最小で済んでいますが、毎年浄化槽整備事業を実施しているため、地方債残高は増加傾向にありました。令和2年度以降は地方債償還額が借入額5,000千円を上回るため、地方債残高は以降ゆるやかに減少していく見込みです。

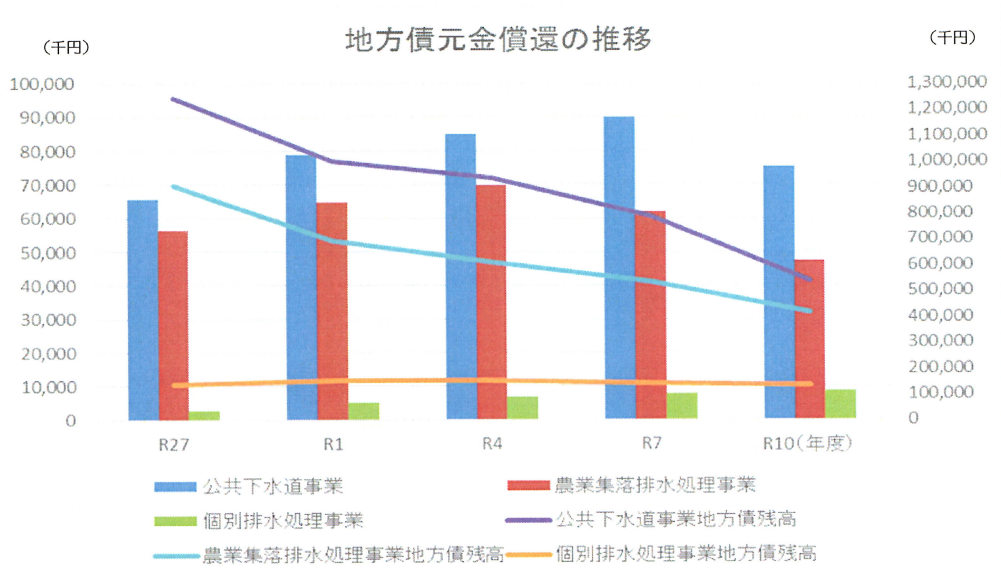

②　収支計画のうち財源についての説明

目　　標	①水洗化率の向上により、安定した使用料収入の確保を図ります。 ②下水道料金の未納額を毎年減少させていくように努めます。 ③施設更新事業等の大規模事業は地方債を充当しますが、将来世代に過度の負担とならないよう計画的に地方債の借入れを行います。

①下水道事業における水洗化率は、令和元年度末時点で農業集落排水処理事業88.2%、個別排水処理事業100.0%と高水準である一方、公共下水道事業では64.1%であり年々増加傾向ではあるものの依然として低い値となっています。引き続き新規加入者の募集等を行い、特に公共下水道事業の更なる接続率の向上に努め、安定した使用料収入の確保を図ります。
②毎月未納額を把握し、福祉部門や町税部門との情報交換を行い、滞納者と協議しながら、最終的には水道事業の給水停止と併せ、継続した徴収等により未納額解消に努めていきます。
③「①収支計画のうち投資に関する説明」の通り、中長期的な計画を基に資本的費用の平準化を図り計画的に地方債の借入れを行います。また、繰出基準に基づく一般会計繰出金の確保により、中長期的に安定した財政運営を図り、将来世代に過度な負担とならないように努めます。

③　収支計画のうち投資以外の経費についての説明

［営業費用］
①職員給与費
公共下水道事業は事務職員2名（うち会計年度任用職員1名）、技術職員1名の配置です。事務職員は、正職員1名が人事異動の影響を受けることから現時点で費用が見込めないため一律の10,000千円で見込んでいます。技術職員は、人事異動の影響を受けにくいことから過去の実績等を基に令和2年度計上額9,614千円に伸び率1%を毎年加算することで見込んでいます。
農業集落排水処理事業及び個別排水処理事業では、それぞれ事務職員1名の配置となっていますが、両事業ともに人事異動の影響を受けることから現時点で費用が見込めないため、農業集落排水処理事業では一律の5,500千円、個別排水処理事業では、一律の9,000千円で見込んでいます。

②動力費
公共下水道事業は、平成29年度から令和元年度の3箇年平均増加率より令和3年度以降、毎年1.5%増で見込んでいます。ただし、令和4年度には農業集落排水処理事業の森野処理区の統廃合による影響で汚水量の増が見込まれることから、施設稼働の増に伴い動力費も10%増加すると見込んでいます。
農業集落排水処理事業は、平成29年度から令和元年度の3箇年平均増加率より令和3年度以降、毎年2.5%増で見込んでいます。ただし、令和4年度には農業集落排水処理事業の森野処理区の統廃合により、森野処理施設の動力費が無くなることから、森野処理施設の動力費実績値により全体の16%の減で見込んでいます。
個別排水処理事業における動力費は、毎年浄化槽の新規整備を行っているため、年々増加傾向にあります。算定にあたり、平成29年度から令和元年度の3箇年平均増加率より令和3年度以降、毎年8.5%増で見込んでいます。

③修繕費
公共下水道事業及び農業集落排水処理事業では、ストックマネジメント計画や最適整備構想計画を基に計画的に改築等を予定しており、施設修繕費は小規模のものとなる見込みのため、ほぼ前年度と同額で計上しています。
個別排水処理事業は、令和2年度に施設老朽化による修繕が複数重なった結果、一時的に増となりましたが、平成16年度の事業開始から一番古い浄化槽でも耐用年数（30年）の約半分しか経過していないため、引き続き年間1,000千円の修繕費となる見込みです。

④特殊的支出
公共下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づき国庫補助事業（社会資本整備総合交付金）により、施設機器の点検等調査を以下の通り実施する予定です。
＜管渠施設＞
・R3年度からR11年度まで管渠等点検調査
＜野沢浄化センター＞
・R3年（汚泥脱水機オーバーホール）　R6年（ディッチ撹拌機等オーバーホール）
R7年（汚泥濃縮槽掻寄機オーバーホール）
＜大久保浄化センター＞
・R8年（ディッチ撹拌機等オーバーホール）　R9年（汚泥濃縮槽掻寄機オーバーホール）
農業集落排水処理事業及び個別排水処理事業では、他の事業には無い特殊的支出となるものはありません。

⑤その他（汚泥処理手数料含む）
その他には①から④まで及び⑥以外の営業費用が計上されており、主に備消耗品費、燃料費、通信運搬費、委託料、手数料（汚泥処理手数料含む）、薬品費、保険料となります。
中でも大きなウエイトを占めているのが、汚泥処理手数料と施設管理委託料（個別排水処理事業は保守点検手数料）であり、この2つの費用で令和2年度予算額「汚泥処理手数料＋その他」の経費における公共下水道事業の約80.5%、農業集落排水処理事業の約67.5%、個別排水処理事業の84.8%を占めています。
なお、収支計画の作成にあたり各事業で以下の増減要因を加味しています。
＜公共下水道事業＞
近年の人件費の高騰や令和4年度からの森野処理区の統廃合による浄化センター管理業務の負担増等を考慮し、令和4年度に浄化センター管理業務委託料3,000千円増、更に令和7年度は浄化センター管理業務委託料1,000千円増として見込んでいます。
また、令和4年度の森野処理区の統廃合に伴い、汚泥処理量の増加が見込まれることから、薬品費500千円の増及び汚泥処理手数料363千円（15t）の増で見込んでいます。
＜農業集落排水処理事業＞
令和4年度の森野処理区の統廃合により、森野処理施設維持管理委託1,367千円の減、電話料28千円の減、浄化槽法定検査手数料16千円の減、汚泥処理手数料962千円(全体汚泥処理量の17%)の減で見込んでいます。
＜個別排水処理事業＞
令和元年度以降は毎年5基の整備となることから保守点検手数料18千円、法定検査手数料30千円、汚泥処理手数料169千円を毎年加算することで見込んでいます。

⑥減価償却費
公共水道事業、農業集落排水処理事業及び個別排水処理事業では、現在導入している企業会計システムにより、令和3年度から令和11年度までの減価償却費を算出後令和3年度から令和11年度までの投資的経費分の減価償却費を算定（施設改築等及び浄化槽新規整備工事30年、その他10年）し、企業会計システムで算出した値に加算し各年度の減価償却費としています。

［営業外費用］
①支払利息
公共水道事業、農業集落排水処理事業及び個別排水処理事業では、現在導入している会計システムにより、令和3年度から令和11年度までの投資的経費分の地方債償還額を算定（施設改築等及び浄化槽新規整備工事30年、その他10年）し、令和元年度以前の借入分に加算しています。
②その他
公共下水道事業、農業集落排水処理事業及び個別排水処理事業では、過年度分下水道使用料還付金として45千円計上しています。

（３）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（１）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊　（１）において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

①　今後の投資についての考え方・検討状況

＊　処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町特有の地理条件（各地区間で距離があり一括した施設運営が困難であること、近隣市町村と山で隔たれており広域的な連携が困難であること）により、効果的な広域化は困難であると考えておりますが、引き続き福島県主催会議で参加市町村との情報共有を図り効果的な運営手法を検討していきます。 また、施設の最適化は令和4年度に農業集落排水処理事業の森野処理区を公共下水道事業の野沢処理区に統廃合する決定をした際に、他の施設についても検討を行いましたが、現時点では野沢浄化センターの汚水処理量等の関係により、他の施設の統廃合を見送ったため、引き続き汚泥処理量等を把握しつつ更なる施設の統廃合を検討していきます。
投資の平準化に関する事項	公共下水道事業ではストックマネジメント計画、農業集落排水処理事業では最適整備構想計画を基に施設の長寿命化を図りながら、投資の平準化に努めていきます。 個別排水処理事業では、本計画策定時点で毎年5基の浄化槽整備であれば、将来の地方債償還額から判断すると投資の平準化が図れると考えています。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	本町では、公共下水道事業、農業集落排水処理事業、個別排水処理事業において、処理施設の管理運営を民間に委託していますが、ＰＰＰ又はＰＦＩについては、近隣市町村での実績が無いことやノウハウを持っていないことから、検討まで至っておりません。
その他の取組	本計画策定時点で特に記載するものはありません。

②　今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	収支計画では、人口減少に伴い確実に下水道使用料収入の減少が見込まれており、更には人件費等の高騰により収支ギャップは更に広がってくる見込みです。現状、一般会計繰入金で賄えているものの、中長期的な視点でみれば将来の収益的収支への赤字補てんは避けられない見込みです。 今後は、公営企業における独立採算の原則に則り、一般会計繰入金（基準外繰入金）を削減し、より健全な公営企業の運営を確保するため、適正な下水道使用料の見直しを検討していきます。 なお、本町の下水道事業では、井戸水のみを使用している場合、1人あたり5㎥の汚水量で換算していますが、現状では水道水との併用の場合でも水道水の使用水量に関係なく井戸水のみと同じ計算方式で算定しているため、水道水のみの場合より汚水量が少なく換算されてしまう場合があり、水道水のみの使用者と不合理が発生している場合がみられることから、水道水と井戸水を併用している場合の計算方法について適正となるよう見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	本町の公共下水道事業、農業集落排水処理事業及び個別排水処理事業では、遊休施設及び活用予定の無い土地はありませんが、公共下水道事業の野沢浄化センター敷地内の一部に活用可能な土地がありますので、今後は町を含め更に有効活用できないか検討していきます。 なお、本計画策定時点で太陽光発電等の導入等を検討しておりません。
その他の取組	本計画策定時点で特に記載するものはありません。

③　投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	本町では、公共下水道事業、農業集落排水処理事業、個別排水処理事業において、処理施設の管理運営を民間に委託していますが、今後は先進事例を調査し、委託範囲の拡大等について検討していきます。
職員給与費に関する事項	本計画策定時点で特に記載するものはありません。
動力費に関する事項	本計画策定時点で特に記載するものはありません。
薬品費に関する事項	本計画策定時点で特に記載するものはありません。

修繕費に関する事項	本計画策定時点で特に記載するものはありません。
委託費に関する事項	本町では、公共下水道事業、農業集落排水処理事業、個別排水処理事業において、処理施設の管理運営を民間に委託しています。今後は、更に委託の範囲を拡大できるか調査・検討していきます。
その他の取組	本計画策定時点で特に記載するものはありません。

5．経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略に基づき、公共下水道事業、農業集落排水処理事業及び個別排水処理事業が計画的に実施されているか、その都度確認し、期間中に大幅な変更があった場合は、経営戦略の見直しを行います。 ＜今後、経営戦略の見直しが必要と想定される次期＞ ・ストックマネジメント計画又は最適整備構想計画に大きな変更があった時 ・下水道使用料の改定があった時 ・新たな処理施設の統廃合が予定された時

（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（公共下水道事業）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度	前々年度（H30決算）	前年度（R1決算）	本年度（令和2年度）【第1次補正】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収入 収益的収入 1．営業収益 (A)			33,953	33,953	40,053	40,053	40,053	39,677	39,677	39,677	39,677	39,677
収益的収入 収益的収入 (1)料金収入			31,440	31,440	37,540	37,540	37,540	37,164	37,164	37,164	37,164	37,164
収益的収入 収益的収入 (2)受託工事収益 (B)												
収益的収入 収益的収入 (3)その他			2,513	2,513	2,513	2,513	2,513	2,513	2,513	2,513	2,513	2,513
収益的収入 収益的収入 2．営業外収益			187,178	124,796	121,515	120,830	122,582	129,819	128,418	127,199	125,895	124,982
収益的収入 収益的収入 (1)補助金			93,754	67,597	66,891	65,563	63,960	71,777	69,317	66,976	64,691	62,690
収益的収入 収益的収入 他会計補助金			93,244	65,557	63,321	61,993	58,376	61,827	59,367	57,026	54,741	52,740
収益的収入 収益的収入 その他補助金(国県等)			510	2,040	3,570	3,570	5,584	9,950	9,950	9,950	9,950	9,950
収益的収入 収益的収入 (2)長期前受金戻入			93,418	57,193	54,618	55,261	58,616	58,036	59,095	60,217	61,198	62,286
収益的収入 収益的収入 (3)その他			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
収益的収入 収入計 (C)			221,131	158,749	161,568	160,883	162,635	169,496	168,095	166,876	165,572	164,659
収益的支出 収益的支出 1．営業費用			201,043	142,366	146,390	147,086	150,207	158,561	158,728	158,959	158,940	159,128
収益的支出 収益的支出 (1)職員給与費			9,729	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
収益的支出 収益的支出 基本給			5,351	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
収益的支出 収益的支出 退職給付費												
収益的支出 収益的支出 その他			4,378	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
収益的支出 収益的支出 (2)経費			27,329	31,198	38,931	39,059	43,488	53,119	53,252	53,387	53,524	53,663
収益的支出 収益的支出 動力費			7,585	7,699	8,469	8,597	8,726	8,857	8,990	9,125	9,262	9,401
収益的支出 収益的支出 修繕費			1,045	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
収益的支出 収益的支出 材料費												
収益的支出 収益的支出 点検調査費(補助事業)			1,300	4,600	7,700	7,700	12,000	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500
収益的支出 収益的支出 その他			17,399	17,399	21,262	21,262	21,262	22,262	22,262	22,262	22,262	22,262
収益的支出 収益的支出 (3)減価償却費			161,126	101,168	95,959	96,527	96,719	95,442	95,476	95,572	95,416	95,465
収益的支出 収益的支出 (4)資産減耗費			2,859		1,500	1,500						
収益的支出 収益的支出 2．営業外費用			17,682	16,283	15,078	13,697	12,328	10,835	9,267	7,817	6,532	5,431
収益的支出 収益的支出 (1)支払利息			17,637	16,238	15,033	13,652	12,283	10,790	9,222	7,772	6,487	5,386
収益的支出 収益的支出 (2)その他			45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
収益的支出 支出計 (D)			218,725	158,649	161,468	160,783	162,535	169,396	167,995	166,776	165,472	164,559
経常損益 (C)-(D) (E)			2,406	100	100	100	100	100	100	100	100	100
特別利益 (F)												
特別損失 (G)			1,820	100	100	100	100	100	100	100	100	100
特別損益 (F)-(G) (H)			△ 1,820	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)			586									
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)												
流動資産 (J)		14,038	18,178	24,391	26,748	30,346	29,544	21,101	21,131	21,161	21,191	21,221
うち未収金		4,831	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
流動負債 (K)		86,285	90,435	93,432	95,410	96,697	98,409	97,002	94,963	83,996	82,906	49,312
うち建設改良費分		79,014	81,935	84,932	86,910	88,197	89,909	88,502	86,463	75,496	74,406	40,812
うち一時借入金												
うち未払金		7,271	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
累積欠損金比率（(I)/(A)-(B) ×100）												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)												
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)			33,953	33,953	40,053	40,053	40,053	39,677	39,677	39,677	39,677	39,677
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)												

（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（公共下水道事業）

（単位：千円）

区分		年度	前々年度（H30決算）	前年度（R1決算）	本年度（令和2年度）【第1次補正】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債			46,300	73,100	60,200	65,700	52,000					
		うち資本費平準化債				36,000	43,000	45,000	50,000					
		2. 他会計出資金												
		3. 他会計補助金			21,362	14,667	10,293	10,317	8,952	55,821	64,014	63,104	53,378	53,432
		4. 他会計負担金												
		5. 他会計借入金												
		6. 国（都道府県）補助金			45,478	42,458	20,992	26,133	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工事負担金												
		9. その他												
		計 (A)			113,140	130,225	91,485	102,150	62,482	57,351	65,544	64,634	54,908	54,962
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純計 (A)-(B) (C)			113,140	130,225	91,485	102,150	62,482	57,351	65,544	64,634	54,908	54,962
	資本的支出	1. 建設改良費			106,479	93,686	49,109	57,208	13,508	13,609	13,711	13,814	13,918	14,023
		うち職員給与費			9,614	9,711	9,809	9,908	10,008	10,109	10,211	10,314	10,418	10,523
		2. 企業債償還金			79,015	81,935	84,932	86,910	88,197	89,909	88,502	86,463	75,496	74,406
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. その他			4									
		計 (D)			185,498	175,621	134,041	144,118	101,705	103,518	102,213	100,277	89,414	88,429
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)					72,358	45,396	42,556	41,968	39,223	46,167	36,669	35,643	34,506	33,467
補填財源		1. 損益勘定留保資金			63,568	37,762	38,984	37,668	38,905	45,849	36,351	35,325	34,188	33,149
		2. 利益剰余金処分額												
		3. 繰越工事資金												
		4. その他（消費税調整額等）			8,790	7,634	3,572	4,300	318	318	318	318	318	318
		計 (F)			72,358	45,396	42,556	41,968	39,223	46,167	36,669	35,643	34,506	33,467
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)				1,001,037	968,322	959,487	934,755	913,545	877,348	787,439	698,937	612,474	536,978	462,572

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分	年度	前々年度（H30決算）	前年度（R1決算）	本年度（令和2年度）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分				93,244	65,557	63,321	61,993	58,376	61,827	59,367	57,026	54,741	52,740
	うち基準内繰入金			93,244	62,173	56,965	55,562	50,480	61,827	59,367	57,026	54,741	52,740
	うち基準外繰入金				3,384	6,356	6,431	7,896					
資本的収支分				21,362	14,667	10,293	10,317	8,952	55,821	64,014	63,104	53,378	53,432
	うち基準内繰入金			3,408					38,872	38,357	37,209	27,242	27,052
	うち基準外繰入金			17,954	14,667	10,293	10,317	8,952	16,949	25,657	25,895	26,136	26,380
合計				114,606	80,224	73,614	72,310	67,328	117,648	123,381	120,130	108,119	106,172

（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（農業集落排水処理事業）

（単位：千円，％）

区分	年度	前々年度（H30決算）	前年度（R1決算）	本年度（令和2年度）【第1次補正】	令和3年度（森野施設統廃合完了）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支 収益的収入	1．営業収益 (A)			29,410	29,410	23,310	23,310	23,310	23,077	23,077	23,077	23,077	23,077
	(1) 料金収入			29,400	29,400	23,300	23,300	23,300	23,067	23,067	23,067	23,067	23,067
	(2) 受託工事収益 (B)												
	(3) その他			10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	2．営業外収益			106,193	100,521	99,681	98,672	98,389	98,646	97,818	96,199	95,792	95,030
	(1) 補助金			49,801	45,704	45,233	44,532	43,975	43,712	42,423	40,893	39,905	38,940
	他会計補助金			49,801	45,704	45,233	44,532	43,975	43,712	42,423	40,893	39,905	38,940
	その他補助金												
	(2) 長期前受金戻入			56,390	54,815	54,446	54,138	54,412	54,932	55,393	55,304	55,885	56,088
	(3) その他			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	収入計 (C)			135,603	129,931	122,991	121,982	121,699	121,723	120,895	119,276	118,869	118,107
収益的収支 収益的支出	1．営業費用			118,601	116,226	110,928	111,397	112,391	113,488	113,677	112,815	113,049	112,855
	(1) 職員給与費			5,214	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
	基本給			2,398	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	退職給付費												
	その他			2,816	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	(2) 経費			28,125	28,319	22,816	22,987	23,162	23,342	23,526	23,715	23,908	24,106
	動力費			7,748	7,942	6,839	7,010	7,185	7,365	7,549	7,738	7,931	8,129
	修繕費			1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182
	材料費												
	汚泥処理手数料			5,659	5,659	4,697	4,697	4,697	4,697	4,697	4,697	4,697	4,697
	その他			13,536	13,536	10,098	10,098	10,098	10,098	10,098	10,098	10,098	10,098
	(3) 減価償却費			85,262	82,407	82,612	82,910	83,729	84,646	84,651	83,600	83,641	83,249
	2．営業外費用			15,407	13,605	11,963	10,485	9,208	8,135	7,118	6,361	5,720	5,152
	(1) 支払利息			15,362	13,560	11,918	10,440	9,163	8,090	7,073	6,316	5,675	5,107
	(2) その他			45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
	支出計 (D)			134,008	129,831	122,891	121,882	121,599	121,623	120,795	119,176	118,769	118,007
	経常損益 (C)-(D) (E)			1,595	100	100	100	100	100	100	100	100	100
特別利益 (F)													
特別損失 (G)				840	100	100	100	100	100	100	100	100	100
特別損益 (F)-(G) (H)				△ 840	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)				755									
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)					755	755	755	755	755	755	755	755	755
流動資産 (J)			17,685	17,519	18,803	20,863	23,706	26,374	26,629	26,700	26,582	26,271	25,762
うち未収金			13,254	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
流動負債 (K)			76,756	72,353	75,384	71,702	67,415	67,383	60,364	57,480	52,819	51,616	38,787
うち建設改良費分			64,970	66,953	69,984	66,302	62,015	61,983	54,964	52,080	47,419	46,216	33,387
うち一時借入金													
うち未払金			11,786	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}$ ×100）													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)				29,410	29,410	23,310	23,310	23,310	23,077	23,077	23,077	23,077	23,077
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)													

（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（農業集落排水処理事業）

（単位：千円）

区分		年度	前々年度（H30決算）	前年度（R1決算）	本年度（令和2年度）【第1次補正】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債			6,600	49,700	60,800	52,300	47,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300
		うち資本費平準化債				39,000	41,000	37,000	32,000					
		2. 他会計出資金												
		3. 他会計補助金			35,741	1,309	1,169	710	703	31,861	25,114	23,003	18,689	17,883
		4. 他会計負担金												
		5. 他会計借入金												
		6. 国（都道府県）補助金					5,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工事負担金												
		9. その他												
		計 (A)			42,341	51,009	66,969	63,010	58,003	55,161	48,414	46,303	41,989	41,183
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純計 (A)-(B) (C)			42,341	51,009	66,969	63,010	58,003	55,161	48,414	46,303	41,989	41,183
	資本的支出	1. 建設改良費			7,050	11,400	25,400	24,900	24,900	24,900	24,900	24,900	24,900	24,900
		うち職員給与費												
		2. 企業債償還金			64,970	66,953	69,984	66,302	62,015	61,983	54,964	52,080	47,419	46,216
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. その他												
		計 (D)			72,020	78,353	95,384	91,202	86,915	86,883	79,864	76,980	72,319	71,116
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)					29,679	27,344	28,415	28,192	28,912	31,722	31,450	30,677	30,330	29,933
補填財源		1. 損益勘定留保資金			29,038	26,308	26,106	25,929	26,649	29,459	29,187	28,414	28,067	27,670
		2. 利益剰余金処分額												
		3. 繰越工事資金												
		4. その他（消費税調整額等）			641	1,036	2,309	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263
		計 (F)			29,679	27,344	28,415	28,192	28,912	31,722	31,450	30,677	30,330	29,933
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)				695,611	637,241	619,988	610,804	596,802	582,087	533,404	491,740	452,960	418,841	385,925

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分	年度	前々年度（H30決算）	前年度（R1決算）	本年度（令和2年度）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分				49,801	45,704	45,233	44,532	43,975	43,712	42,423	40,893	39,905	38,940
	うち基準内繰入金			49,801	41,513	40,902	39,742	39,178	43,712	42,423	40,893	39,905	38,940
	うち基準外繰入金				4,191	4,331	4,790	4,797					
資本的収支分				35,741	1,309	1,169	710	703	31,861	25,114	23,003	18,689	17,883
	うち基準内繰入金			30,531					26,361	19,614	17,503	13,189	12,383
	うち基準外繰入金			5,210	1,309	1,169	710	703	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
合計				85,542	47,013	46,402	45,242	44,678	75,573	67,537	63,896	58,594	56,823

（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（個別排水処理事業）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度	前々年度（H30決算）	前年度（R1決算）	本年度（令和2年度）【第1次補正】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支 収益的収入 1．営業収益 (A)			13,807	14,083	14,364	14,651	14,943	15,241	15,545	15,855	16,171	16,494
(1) 料金収入			13,800	14,076	14,357	14,644	14,936	15,234	15,538	15,848	16,164	16,487
(2) 受託工事収益 (B)												
(3) その他			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
2．営業外収益			33,383	33,751	34,054	34,364	34,685	34,987	35,332	35,691	36,067	36,460
(1) 補助金			26,688	27,230	27,425	27,600	27,780	27,935	28,127	28,327	28,541	28,772
他会計補助金			26,688	27,230	27,425	27,600	27,780	27,935	28,127	28,327	28,541	28,772
その他補助金												
(2) 長期前受金戻入			6,693	6,519	6,627	6,762	6,903	7,050	7,203	7,362	7,524	7,686
(3) その他			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
収入計 (C)			47,190	47,834	48,418	49,015	49,628	50,228	50,877	51,546	52,238	52,954
収益的支出 1．営業費用			44,348	45,559	46,203	46,864	47,545	48,215	48,937	49,683	50,455	51,254
(1) 職員給与費			8,658	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
基本給			4,440	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
退職給付費												
その他			4,218	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
(2) 経費			23,301	24,477	24,896	25,332	25,787	26,262	26,759	27,280	27,826	28,400
動力費			2,182	2,368	2,570	2,789	3,027	3,285	3,565	3,869	4,198	4,555
修繕費			1,727	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
材料費												
汚泥処理手数料			12,578	14,247	14,416	14,585	14,754	14,923	15,092	15,261	15,430	15,599
その他			6,814	6,862	6,910	6,958	7,006	7,054	7,102	7,150	7,198	7,246
(3) 減価償却費			11,855	12,082	12,307	12,532	12,758	12,953	13,178	13,403	13,629	13,854
(4) 資産減耗費			534									
2．営業外費用			2,259	2,175	2,115	2,051	1,983	1,913	1,840	1,763	1,683	1,600
(1) 支払利息			2,214	2,130	2,070	2,006	1,938	1,868	1,795	1,718	1,638	1,555
(2) その他			45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
支出計 (D)			46,607	47,734	48,318	48,915	49,528	50,128	50,777	51,446	52,138	52,854
経常損益 (C)-(D) (E)			583	100	100	100	100	100	100	100	100	100
特別利益 (F)			1,017									
特別損失 (G)			698	100	100	100	100	100	100	100	100	100
特別損益 (F)-(G) (H)			319	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)			902									
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)			902	902	902	902	902	902	902	902	902	902
流動資産 (J)		1,914	2,226	3,001	3,765	4,506	5,211	5,866	6,455	6,959	7,360	7,637
うち未収金		1,677	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
流動負債 (K)		5,895	7,698	8,707	9,029	9,391	9,664	9,958	10,256	10,468	10,391	9,885
うち建設改良費分		5,051	5,898	6,907	7,229	7,591	7,864	8,158	8,456	8,668	8,591	8,085
うち一時借入金												
うち未払金		844	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
累積欠損金比率 ((I)/((A)-(B)) ×100)												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)												
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)			13,807	14,083	14,364	14,651	14,943	15,241	15,545	15,855	16,171	16,494
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（個別排水処理事業）

（単位：千円）

区分		年度	前々年度（H30決算）	前年度（R1決算）	本年度（令和2年度）【第1次補正】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		うち資本費平準化債												
		2. 他会計出資金												
		3. 他会計補助金			393	1,304	2,185	2,394	2,635	2,810	2,966	3,113	3,158	2,894
		4. 他会計負担金												
		5. 他会計借入金												
		6. 国（都道府県）補助金			2,318	2,318	2,318	2,318	2,318	2,318	2,318	2,318	2,318	2,318
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工事負担金												
		9. その他												
		計 (A)			7,711	8,622	9,503	9,712	9,953	10,128	10,284	10,431	10,476	10,212
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純計 (A)-(B) (C)			7,711	8,622	9,503	9,712	9,953	10,128	10,284	10,431	10,476	10,212
	資本的支出	1. 建設改良費			8,263	8,263	8,263	8,263	8,263	8,263	8,263	8,263	8,263	8,263
		うち職員給与費												
		2. 企業債償還金			5,051	5,898	6,907	7,229	7,591	7,864	8,158	8,456	8,668	8,591
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. その他												
		計 (D)			13,314	14,161	15,170	15,492	15,854	16,127	16,421	16,719	16,931	16,854
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)					5,603	5,539	5,667	5,780	5,901	5,999	6,137	6,288	6,455	6,642
補塡財源		1. 損益勘定留保資金			4,850	4,788	4,916	5,029	5,150	5,248	5,386	5,537	5,704	5,891
		2. 利益剰余金処分額												
		3. 繰越工事資金												
		4. その他（消費税調整額等）			753	751	751	751	751	751	751	751	751	751
		計 (F)			5,603	5,539	5,667	5,780	5,901	5,999	6,137	6,288	6,455	6,642
補塡財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)				153,588	153,537	152,639	150,732	148,503	145,912	143,048	139,890	136,434	132,766	129,175

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分	年度	前々年度（H30決算）	前年度（R1決算）	本年度（令和2年度）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分				26,688	27,230	27,425	27,600	27,780	27,935	28,127	28,327	28,541	28,772
うち基準内繰入金				7,265	8,028	8,977	9,235	9,529	9,732	9,953	10,174	10,306	10,146
うち基準外繰入金				19,423	19,202	18,448	18,365	18,251	18,203	18,174	18,153	18,235	18,626
資本的収支分				393	1,304	2,185	2,394	2,635	2,810	2,966	3,113	3,158	2,894
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金				393	1,304	2,185	2,394	2,635	2,810	2,966	3,113	3,158	2,894
合計				27,081	28,534	29,610	29,994	30,415	30,745	31,093	31,440	31,699	31,666